資料３ 埼玉県

危機管理防災部（消防防災課）

埼玉県における物資等の備蓄・輸送等に関する取組

１　物資備蓄の品目や数量等の検討・確保

⑴　基本的考え方

○　算出基準→東京湾北部地震の被害想定における避難者数

○　備蓄目標→発災後３日間（４日目からは支援物資及び調達物資で対応）

○　備蓄方法→県民が１日分、県と市町村の合算で２日分

⑵　東日本大震災を教訓とした新たな取組

○　避難所生活の長期化への対応

- 高齢者用床シートの備蓄
- 組立式更衣室の備蓄（女性のプライバシー対策）
- 備蓄食料の見直し（高齢者対策）

【例】 乾パンからアルファ米、クラッカーから缶入りパン

（３）　災害時応援協定の締結

食料、生活必需品、燃料等の確保に関する応援協定を４８団体と締結

２　支援物資の受入れ体制の構築に関する取組

⑴　物流オペレーションチーム

災害対策本部の中に物資調達及び輸送部門を連携させる物流オペレーションチームを設置し『運営マニュアル』を策定した。（平成 22 年）

⑵　埼玉県広域受援計画（物資調達・輸送活動）を策定中

東日本大震災における支援物資の受入れに関する教訓を踏まえ、国の『首都直下地震応急対策活動要領』に的確に対応するため、物資調達及び輸送を担当する部門及び物流専門家等によるワーキンググループを設置し、広域受援計画の策定を進めている。

３　燃料確保方法に関する取組

○　既存協定の見直し

埼玉県石油業協同組合と締結した『人員及び物資等の輸送に必要な石油燃料の調達に関する覚書（平成９年締結、同 13 年改訂）』の実効性を確保するため、内容の見直しを検討している。

資料３ 仙台市

第１７節　物資・資機材等確保体制の充実

災害が発生した場合に、被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するためには、迅速な救援を実施する必要があり、特に食料、飲料水、生活必需品等の物資の提供が重要である。

本節では、災害時に必要な物資、資機材の確保並びに緊急時の輸送体制の整備について定める。

1　家庭内備蓄の推進

地震による都市機能の停止が考慮されることから、各家庭内においては、2～3 日分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等を事前に準備しておくことが望まれる。

市は、家庭内の備蓄について、あらゆる機会をとらえてＰＲに努め、家庭内備蓄の促進を図る。

2　公的備蓄の推進

災害発生直後から必要となり、市民の安全に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保することとし、計画的な整備を行う。

仮設トイレ等に関して、被害想定に基づき、仮設トイレ本体やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の調達目標を定め、各避難所への配備が適切に行われるよう計画的に必要数の備蓄並びに備蓄箇所の整備を図る。また、取扱業者や関係団体を確認し、災害時の連絡体制や搬入時の情報提供などについて事前に検討する。

〔備蓄場所の考え方〕
○拠点備蓄－地区の拠点施設（区役所、総合支所等）
○分散備蓄－避難者を収容する施設
（市立小中高等学校、市民センター、コミュニティ・センター、コミュニティ防災センター）
＊　市立小中高等学校の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とし、これが確保できない場合は備蓄倉庫を整備する。

（資料編:P. 134「仙台市災害救助物資管理要綱」参照）

(1)　食料、粉ミルク、飲料水の備蓄

平成 18 年 4 月 1 日現在

品　　目	備　蓄　量	備　蓄　場　所
クラッカー	205,975 食	区役所、総合支所等 市立小中高等学校 市民センター コミュニティ・センター コミュニティ防災センター
アルファ米	377,700 食	
飲　料　水	92,270 ℓ	
粉ミルク	150,000ｇ	区役所、総合支所
アルファ粥	10,300 食	

〔備蓄目標量の考え方〕
①　主食（クラッカー類・アルファ米）
｛(179,000 人-4,600 人)　＋　10,000 人 ｝×１日×３食　＝ 553,200 食
(乳幼児・高齢者等を除く想定避難者)　　(災害復旧職員)
②　飲料水
｛(179,000 人)　＋　10,000 人 ｝×１日×１ℓ　＝ 189,000ℓ
(乳幼児を含む想定避難者)（災害復旧職員）
③　粉ミルク
1,000 人　　×　　150ｇ　＝　150,000ｇ
(想定避難者に占める乳幼児数)（１日当たり必要量）
④　アルファ粥
3,600 人　×　1日　×　3食　＝　10,800 食
(想定避難者数に占める高齢者等数)

(2) 生活物資等の備蓄

平成18年4月1日現在

品　　目	備　　蓄　　量	備　　蓄　　場　　所
災害用組立仮設トイレ	960台（うち身障者対応型192台）	市立小中高等学校
浄　　水　　機	7基	区役所、総合支所
石油ストーブ	164台	市民センター コミュニティ・センター コミュニティ防災センター

〔備蓄目標量の考え方〕
① 災害用組立仮設トイレ
収容避難所となる市立小中高等学校を対象に1校当たり5台（うち身障者対応型1台）を整備する。
② 浄水機
ペットボトルでの飲料水備蓄を補完するものとして区役所及び総合支所に各1機を整備する。
③ 石油ストーブ
市民センター、コミュニティ・センター、コミュニティ防災センターに1カ所当たり2台の備蓄を進めている。

(3) コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫における防災資機材

コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫に、災害時における自主防災活動に必要な防災資機材を備蓄している。

今後も、コミュニティ防災センターの建設や簡易型防災資機材倉庫の整備により、防災資機材の備蓄を推進していく。

備蓄防災資機材の品目及びその数量は、資料編による。

(資料編:P. 130「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の所在・施設概要一覧」参照)
(資料編:P. 139「コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の備蓄資機材基準数量」参照)

3　食料及び生活必需品の安定供給の確保等

被災者に対して、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体・業者と流通在庫品の供給協力に関する協定等を締結するとともに、定期的に協定先の連絡担当者と情報交換を行い、その安定供給の確保に努める。(第3章第21節「応援協力要請計画」P. 168参照)

4　緊急輸送による物資・資機材の確保及び輸送等

全国から送られてくる食料や生活必需品等の援助物資及び各局が災害復旧等に必要とする資機材等の緊急輸送については、あらかじめ緊急輸送に必要なトラック等の確保を行うとともに、緊急通行車両等に係る公安委員会への事前届出を行うなど事前準備を整えておくものとする。

5　井戸水の活用

災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活用水の確保も重要である。災害時における地域の生活用水の確保並びに井戸を核とした災害時にも有効に機能するコミュニティの醸成という観点から、現に有効に使用されている個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として募集し、整備に努めている。

〈災害応急用井戸登録者数〉

平成18年4月1日現在

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉　区	合　計
登録井戸数	50	29	35	16	8	138

仙台市自主防災活動のてびき
（H21.3仙台市消防局作成）より抜粋

5 防災資機材の整備・点検

自主防災活動として、初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うためには、それぞれの地域において自主防災資機材を備えておくことが必要です。

1

地域で備える防災資機材の例は、次のとおりです（資機材の数量については300世帯の場合の目安）。なお、地域の実情に応じて必要なものを準備してください。

情報収集・伝達用

メガホン	情報連絡・避難誘導などに活用。➡ 重さ、拡声距離（300m程度）を考慮し、最大出力：20W、定格出力：15W程度のものが望ましい、予備の乾電池も準備する。 数量：2～3基	

ほか携帯用無線機、携帯用ラジオ

初期消火用

消火器、消火用バケツ、とび口

水防用

シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋

救出用

バール	転倒・落下した障害物をてこの原理で持ち上げたり、先端部を使って障害物の破壊、ドア等のこじ開けなどに活用。➡ 一般に長さ1m程度のものが使用しやすいと言われている。数量：3～5本	
のこぎり	作業の妨げになるもの（柱・はり・根太等）を切断し取り除く。➡ 一般に片刃タイプで折りたたみ可能なものが使用しやすいと言われている。数量：3～5本	
自動車用ジャッキ	倒壊した梁や積み重なった家具などの重い障害物を持ち上げるのに活用。（自動車用は約2tまで持ち上げられる）数量：3～5基	
ハンマー	ドアや家具など、障害物を破壊する。数量：3～5本	

ほかはしご、スコップ、なた、ペンチ、ロープ

救護用

担架、救急セット、テント、毛布、シート

避難誘導用

ロープ	危険箇所の表示や、避難時にはぐれないためにロープを使い移動するなど。➡ 10m以上のしっかりしたものを選ぶことが望ましい。（材質：ビニロン、ポリエチレン、太さ8mm～12mm） 数量：1～2巻	
リヤカー	傷病者搬送・資機材等の運搬に活用。（地域での持ち寄り対応可）数量：1～2台	

ほか強力ライト、ハンドマイク、警笛

給食・給水用

炊飯装置、鍋、こんろ、給水タンク、ガスボンベ

その他

腕章等	自主防災組織の役割を明確にするために活用。 数量：班編成による	

ほかヘルメット、標旗

2 自主防災組織(町内会)としての資機材整備のほか、次のような点にも留意する必要があります。

- 各家庭に、消火器具（消火器、消火用バケツ、消火用水など）を備える。また、各家庭から共用品として持ち出し可能な資機材があればリスト化しておく。
- 救助用の大型工作資機材については、地域内の土木、建設業者等に対して、災害時に機材の貸与が得られるよう話し合っておく。

3 資機材は、定期的、計画的にこれを整備・点検し、いつでも活用できるようにしておきましょう。

4 仙台市では、コミュニティ防災センターに災害時の自主防災活動に供する各種資機材を備蓄しています。コミュニティ防災センターは、市民センター、コミュニティ・センターに防災資機材倉庫を併設した施設で、平常時はコミュニティ活動の一環として防災訓練及び防災知識の普及の場となり、災害発生時には地域の自主防災活動の拠点となる施設です。

また簡易型倉庫に資機材の一部を備蓄している地域もあります。

コミュニティ防災センター備蓄資機材（標準）

品　名	数　量	品　名	数　量
◯消火器	10本	⊛スコップ	10丁
◯消火用バケツ	20個	⊛ツルハシ	5丁
◯給水用ポリタンク(20ℓ)	5個	⊛ビニールひも	5個
◯給水用タンク(10ℓ) 順次給水袋に切りかえ	40枚	⊛金てこ	3本
⊛給水袋（6ℓ）	100枚	⊛防水シート	100枚
⊛ラジオ付ライト(懐中電灯)	5個	◯土のう袋	200枚
＊ 懐中電灯	5個	⊛なた	5丁
⊛カラーコーン	10個	⊛サイレン付メガホン	3個
⊛コーンバー	5個	⊛担架	3式
⊛トラロープ	5個	＊ レスキュージャッキ	1式
◯救急医療セット	3式	◯組立水槽(1㎥)	2式
◯毛布	200枚	◯炊飯装置セット	2式
⊛保安帽	50個	◯オイルパン	2個
◯鉄杭（パイプ）	40本	◯投光機付発電機セット	3式
◯鉄杭（丸棒）	40本	⊛テント	2式
◯ヘッドキャップ	5個	⊛リヤカー	1式
⊛10ポンドハンマー	5丁	⊛金属はしご	2個

◯印は、標準型倉庫に備蓄してある資機材
＊印は、簡易型倉庫に備蓄してある資機材
※防災知識の普及・啓発、防災マップの作成、防災訓練などについては、地域の消防署でも参考情報の提供、技術指導などの支援を行っています。

わが家と地域の防災チェック表

皆さんの日ごろからの防災への取り組みが被害の軽減につながります。
ご家庭での地震に対する備えの総点検に活用してください。

家族で話し合い、チェックして見ましょう。

防災まさむね君
伊達家伯記念館 協力

●ご自宅や家の周りの安全性確認

- ☐ 家具や家電製品などの転倒防止対策を行っていますか
- ☐ 棚や家具の上から重いものが落ちてこないようにしていますか
- ☐ 食器棚などの扉が開かないように、飛び出し防止器具を取り付けていますか
- ☐ 窓ガラスや戸棚のガラスに飛散防止フィルムを貼っていますか
- ☐ 玄関など出入り口に倒れやすいものや避難の障害となるものは置いていませんか
- ☐ すぐ取り出せる場所に消火器を備えていますか
- ☐ ブロック塀など地震の際に倒壊の恐れがあるものの点検は行っていますか
- ☐ ご自宅の耐震性を確認し、必要な場合補強等をしていますか

●家庭内での食料・水等の備え

- ☐ 食料品や飲料水（１人１日３リットル）は家族構成（高齢者や乳幼児に配慮）にあわせて、一週間程度の備蓄をしていますか
- ☐ 風呂の水は常に張っておくなど、生活用水の確保をしていますか
- ☐ 非常持ち出し袋を準備し、すぐに取り出せるようにしていますか
- ☐ 常備薬、服用中の薬、「お薬手帳」の備えはしてありますか
- ☐ 懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器、予備の電池などの準備はしてありますか
- ☐ ライフラインが止まっても生活できるように、カセットコンロなどを準備していますか
- ☐ 枕元には、懐中電灯や割れたものでケガをしないようにスリッパなどを準備していますか
- ☐ 冬は防寒用品、夏は熱中症対策など季節に応じた備えを行っていますか

●家族の安否確認の方法等

- □ 家族で非常時の連絡方法を話し合っていますか
- □ 「災害伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板」等の利用方法を確認していますか
- □ 避難場所や安全な避難経路を確認していますか
- □ 地震や津波など自然災害に対する知識と避難方法などを家族で話し合っていますか

●地域での備えや助け合い

- □ 普段から近所同士で声を掛け合い、顔が見える関係をつくっていますか
- □ 町内会や自主防災組織の防災訓練などに参加していますか
- □ 災害時の安否確認方法等について地域で話し合われていますか
- □ 高齢者や障がい者など災害時に手助けの必要な方々が、ご近所に居住しているか把握していますか
- □ 災害時に手助けの必要な方々への支援方法について地域で話し合われていますか
- □ 危険な場所や避難経路、避難所などが記入された防災マップを作成していますか
- □ ケガをしたときの応急手当の方法はご存知ですか
- □ 避難所の運営や住民の方の役割について、地域で話し合いが行われていますか
- □ 地域の防災備蓄倉庫の場所や中に何が備えられているのか知っていますか（発電機・救助資機材・炊飯装置等）
- □ 地域で過去にどんな災害が発生したのか把握していますか

30問のうちいくつチェックできましたか？

25問以上…災害への備えができています、その調子で続けていきましょう
24問以下…もうひとがんばりです、確実に備えていきましょう
15問以下…あなたと家族を守るためにもしっかり備えていきましょう

非常持ち出し品（例）

- □ 飲料水、食料品
- □ 粉ミルク、ほ乳びん（赤ちゃんがいる場合）
- □ 常備薬、服用中の薬、お薬手帳
- □ 衣類、下着、タオル
- □ 軍手、マスク
- □ 雨具、レジャーシート
- □ 寝袋、毛布
- □ 現金（小銭が便利）
- □ キャッシュカード
- □ 保険証
- □ 携帯ラジオ、懐中電灯、予備電池
- □ ティッシュペーパー、生理用品
- □ 使い捨てカイロ
- □ 筆記用具
- □ ビニール袋
- □ 予備めがね

半年に一度再点検してみましょう

■お問い合わせ　仙台市消防局減災推進課　☎214-3109
防災に関する情報をホームページでも提供しています http://www.city.sendai.jp/bosai/index.html

● 災害支援と大都市 ～東日本大震災での実例から～

○ 周辺市町への支援（広域自治体と同等の役割）

支援物資の手配

被災地のニーズ取りまとめ・全国からの物資の集約・配送手配は宮城県が担当していたが、仙台市も加わり、**事実上担当する被災市町を決めて分担**して、被災者への物資供給を支えた

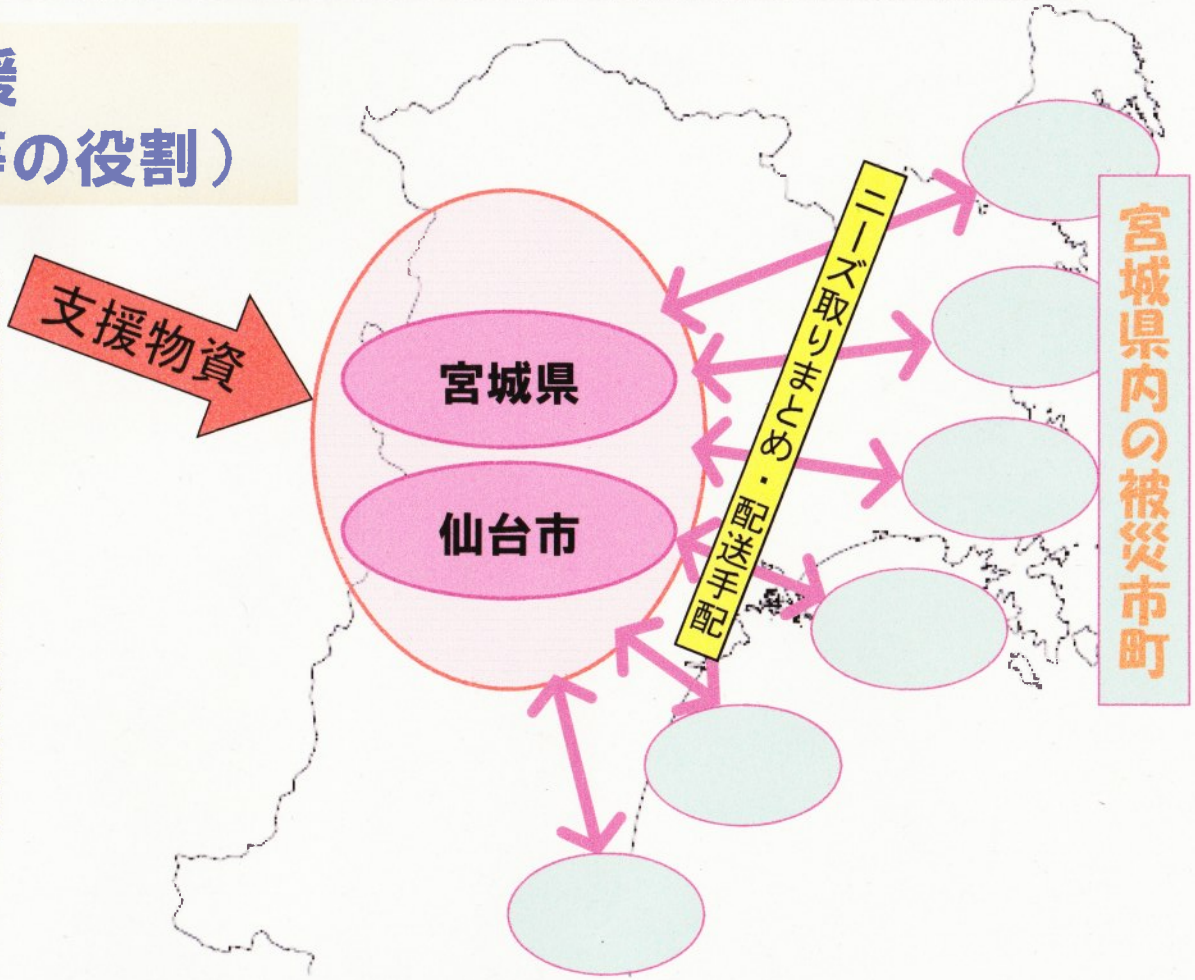

☆大都市が「特別自治市」となって、その機能が強化されると・・・

さらに幅広い業務において広域自治体と役割分担し、広域自治体内の被災市町村の支援をすることが可能に！

⇒ 広域自治体もそれぞれの役割に集中できる

災害対応法制における大都市の役割の明確化に関する指定都市市長会意見

災害救助法など現行の災害対応法制においては、救助の主体はあくまでも都道府県知事であり、市町村長はその補助的役割と位置付けられ、指定都市の市長であっても、法令上、知事からの委任を受けてはじめて避難所運営等を主体的に担うことができるとされている。

しかし、今回の東日本大震災では、甚大な被害が極めて広範囲に同時に発生した中、被災程度や災害対応能力において自治体ごとに状況が大きく異なっていたにもかかわらず、柔軟な対応が可能な制度ではなかったため、仙台市においても主体的な住民の救助や生活支援に支障をきたす事例があった。また、全国の自治体が被災地に支援に入る際も、現行法制の枠組みの不十分さによる混乱が見られた。

このような状況に鑑み、住民と直接向き合う基礎自治体であると同時に、 広域的な災害対応に必要な能力を有する大都市にあっては、その有する能力を最大限に活用するため、国や都道府県とも連携を図りながら、臨機応変な対応を可能とするよう災害対応法制を見直すことが必要と考える。

したがって、指定都市市長会では、災害対応法制について、以下のとおり大都市の役割を明確に位置付ける見直しを行うよう要請する。

１　指定都市をはじめとする大都市について、災害救助法における救助の主体に位置付けるなど、自立的・自発的に被災者の救援・救助にあたることができるようにすること。

２　大都市における救助に要する費用の国庫負担については、直接当該大都市に交付すること。

平成２４年５月１５日
指 定 都 市 市 長 会

資料３ 長岡市

物資等の備蓄・輸送等に関する取り組みについて

平成２４年６月１１日
長　　岡　　市

長岡市では、地区の拠点となる避難所（地区防災センター）等に必要最低限の物資を備蓄し、食料・飲料水及び生活物資等については、災害時応援協定において調達することとしている。

１　市の備蓄物資及び備蓄量について

（１） 地区防災センター（地区の拠点となる避難所）

項　目	物　資　名	数　量
医療・救護資器材	応急資器材	１式
	担架	２本
	松葉杖	４本
	酸素吸入器	１式
災害備蓄物資	簡易救出器具	１式
	携帯ラジオ	１台
	懐中電灯	５本
	毛布	３００枚～５５０枚
	保温シート	３００枚～５５０枚
	哺乳瓶	４本
	車椅子	４台～５台
	紙おむつ	１式
	発電機	１台
	投光器	１台
	簡易更衣室兼授乳室	２式
	簡易トイレ	５台
	し尿処理薬セット	１式

（２） 本庁・支所

項　目	物　資　名	数　量
災害備蓄物資	毛布	３００枚～９００枚
	保温毛布	３００枚～９００枚
	哺乳瓶	５本
	紙おむつ	５式
	簡易更衣室兼授乳室	５式
	簡易トイレ	３００台
	ストーブ	１０台

２　災害時応援協定の締結状況について

（１） 民間企業等　※物資、輸送関係

種　別	協　定　先	締結日
医薬品等の供給	長岡薬業協同組合	H 8. 6.26
食料品等の提供	越後ながおか農業協同組合	H 8. 4. 1
	（株）原信	H 8. 4. 1
	（株）トッキー（ココロ長岡）	H 8. 6. 3
	ジャスコ長岡店	H 8. 6.11 H18. 6. 1 改訂
	（株）セブンイレブンジャパン	H 8. 9. 1
食事制限者への非常食供給	（有）エコライス新潟	H21.11.10
飲料水の供給	三国コカ・コーラボトリング（株）	H18. 7.14
	信越ペプシコーラ販売（株）	H18. 7.14
	和光ベンディング（株）	H18. 7.14
	イー・ドリンコ新潟（株）	H21. 7. 1
乳幼児用品の供給	（株）赤ちゃん本舗	H18. 7.14
生活物資の供給	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	H18. 7.14
仮設トイレの確保	（株）レンタルのニッケン長岡営業所	H12. 3. 1
軽自動車輸送協力	赤帽新潟県軽自動車運送協同組合	H12. 3.17

（２） 市町村相互協定

協　定　先	締結日
長岡地域災害時相互応援協定（小千谷市ほか４市町村）	H 8. 6.12
長岡市・高岡市災害時相互応援協定	H 8. 5. 9
長岡市・会津若松市災害時相互応援協定	H 8.10.15
北関東・新潟地域連携推進協議会　災害時相互応援要綱（２５市町村）	H 8.10.14
近隣市町村相互援助協定（新潟市ほか１１市町村）	H17.10.17 H18. 8. 1 改訂
災害時広域相互応援に関する協定書（中津川市）	H19. 3. 7
特例市災害時相互応援に関する協定書	H19. 4. 1
災害時における相互応援に関する協定書（豊川市）	H22. 3.26

３　市民による備蓄について

最低３日分の非常食の備蓄をお願いしている。

・水（一人あたり９リットル程度）

・食料（缶詰、レトルト食品）

資料3　松前町

防災備蓄品一覧表（H24．4．1現在）　資料1

【食料品】　単位：個・本

区分	品目	仕様	賞味期限	数量
1	飲料水	500ml×24本×58ケース	2013．4．26	1,392
2	長期保存パン	ロングキープブレッド	2016．10．28	1,000

【消耗品】　単位：枚・個

区分	品目	仕様	購入年月	数量
1	箱ティッシュ		1996．3	310
2	トイレットペーパー		1996．3	96
3	生理用品		1996．3	100
4	紙皿		1996．3	1,960
5	紙おわん		1996．3	2,000
6	割り箸		1996．3	5,000
7	紙コップ		1996．3	1,470
8	先割れスプーン		1996．3	2,000
9	日用品セット		1996．3	113
10	石鹸		1996．3	96
11	タオル		1996．3	300
12	電池			120 （内ｽﾍﾟｰｻｰ80）
13	ラジオ付懐中電気		1996．1	11
14	ブルーシート	5.4m×5.4m	2011.7.7	8
15	ブルーシート	5.4m×7.2m	2011.7.7	2
16	非常用飲料水袋	6L用	2011.11.1	300
17	パック毛布	10年保存　難燃ｱｸﾘﾙ	2011.12.27	150
18	ブルーシート	5.4m×5.4m	2011.12.27	50
19	ダンボール間仕切り	10枚組	2012.2.8	9

※備蓄場所　　松前公園体育館　3階　倉庫

資料2

災害時応援協定一覧表

平成24年4月2日現在

番号	災害時応援協定名称	締結先事業者名称	協定締結年月日	具体的な応援内容
1	災害時の医療救護に関する協定	社団法人　愛媛県医師会	平成8年2月1日	災害時において被災者の救助として行う医療の実施
2	災害時の医療救護に関する協定	社団法人　愛媛看護協会	平成15年4月9日	災害時において被災者の救助として行う医療及び助産の実施
3	災害時の医療救護に関する協定	社団法人　愛媛県歯科医師会	平成15年4月9日	災害時において被災者の救助として行う医療の実施
4	災害時の医療救護に関する協定	社団法人　愛媛県薬剤師会	平成15年4月9日	災害時において被災者の救助として行う医療の実施
5	災害時における救援物資提供に関する協定	四国コカ･コーラボトリング株式会社	平成18年3月28日	役場に設置している自販機等の飲料を災害時に提供
6	愛媛県消防広域相互応援協定書	県下市町・消防一部事務組合	平成18年4月1日	消防活動の広域相互応援の実施
7	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援協定	県・県下市町・消防一部事務組合	平成18年4月1日	県所有の消防防災ヘリコプター運用についての取り決め
8	災害時における応急救援活動に関する協定書	株式会社フジ	平成19年5月30日	大規模災害発生時、食料及び生活必需品等の供給、避難者及び帰宅困難者に対し避難所、水道水、トイレ等の施設提供、災害概況などの情報提供、施設駐車場の災害活動拠点などを行う。
9	渇水等緊急時における相互応援協定	中予広域水資源対策協議会（松山市・伊予市・東温市・砥部町）	平成20年3月28日	地震、異常渇水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、中予広域水資源対策協議会員の相互で応援活動を行う。
10	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	社団法人　愛媛県エルピーガス協会松山支部	平成20年10月28日	大規模災害時において、松前町が避難所を開設し炊き出し等を行う場合、必要に応じてエルピーガスの供給（有償）や炊き出し用資材の無償貸与を受ける。
11	災害時における電算システム復旧支援に関する協定書	株式会社　愛媛電算	平成21年3月30日	大規模災害時に備えて、松前町の電算データを愛媛電算でも保管をし、災害時には、パソコンの貸与やシステムの復旧支援、災害救助活動に必要なデータの加工を行う。
12	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	愛媛ペプシコーラ販売㈱	平成21年8月27日	大規模災害発生時、町の要請により、飲料水等を指定場所への供給と、町有施設内の自動販売機より飲料水等の無償提供を受ける。
13	災害時における応急対策業務に関する協定書	JAえひめ中央	平成21年9月5日	大規模災害発生時、町の要請により、燃料･食料及び生活必需品等を指定場所への有償提供を優先的に受ける。
14	県警ヘリテレ映像に関する協定書	県・県下市町	平成23年3月1日	県警ヘリコプターテレビ伝送システム映像の提供
15	災災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省四国地方整備局	平成23年10月26日	大規模災害発生時、国土交通省が各市町へリエゾンを派遣し、応急対応や各種対策の連携や調整を行う。